

# 日出町津波避難計画

令和6年2月19日

## 目 次

	はじめに	3
第 1	用語の定義	4
第 2	被害想定	5
第 3	避難対象地域	5
第 4	指定緊急避難場所（津波一時避難場所）など	6
第 5	避難経路の選定	7
第 6	避難方法	8
第 7	避難所	8
第 8	動員体制	1 1
第 9	避難誘導従事者の安全確保	1 2
第 1 0	津波情報の伝達	1 2
第 1 1	避難情報の発令	1 2
第 1 2	防災関係機関等による避難誘導	1 3
第 1 3	要配慮者利用施設による津波避難確保計画の策定と避難訓練の実施	1 4
第 1 4	地区津波避難行動計画の見直し	1 4
第 1 5	避難訓練	1 4
	別紙「糸ヶ浜海浜公園避難誘導要領」	1 6

## はじめに

南海トラフを領域としてM8～9規模の地震が30年以内に発生する確率は70～80%と予測されており、激しい揺れによる被害のほか、直後に来襲する津波により甚大な被害が発生することが懸念されています。また、中央構造線断層帯や周防灘断層帯を震源とする地震が発生した際にも甚大な被害が発生すると予測されており注意が必要です。

大分県が平成25年に公表した大分県津波浸水調査報告によると、南海トラフ巨大地震発災後の日出町における最大津波高は5.01m、最短津波到達時間（1m津波高）は83分、同年3月に公表した大分県地震被害想定調査報告書によると津波による死者数は最大で178名（冬18時破堤する場合）というものでした。

その一方で、地震発生後、地域の方が迅速に避難し、呼び掛けや避難誘導が有効に行われた場合は、津波による死者数は22名（冬18時）まで軽減されることも報告されております。

このため、日出町における津波避難対策の基本的な構想と自主防災組織等が「津波避難行動計画」を策定または修正する上で必要な事項を明確に規定することを目的として策定しました。

本計画は、自治区や町等で行う地震津波避難訓練の成果及び国や大分県の調査報告結果を踏まえ、適宜検討し必要に応じて修正を加えるものとします。

また、「日出町地域防災計画」並びに「日出町災害時受援計画」と重複する内容を一部に記載しています。

## 1 用語の定義

### (1) 津波浸水域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいいます。過去の津波の浸水域や大分県が実施した津波浸水予測調査報告に基づき、日出町ハザードマップに定められているものです。

### (2) 津波浸水予測時間

大分県が行った津波浸水調査報告等に基づき、津波が地域に到達すると予測される時間です。

### (3) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町がその範囲を定めます。

### (4) 避難経路

地域の皆さんが設定する避難先までの経路です。

### (5) 緊急避難場所（一時避難場所）

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などで、町が指定します。

### (6) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、地域の皆さんが設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいい、必ずしも緊急避難場所（一時避難場所）とは一致しません。

### (7) 避難先

避難目標地点、緊急避難場所（一時避難場所）を総称して「避難先」といいます。

### (8) 避難所

住宅の倒壊やライフラインが使用できない等の理由によって、被災者等が長期にわたって避難する場所で町が指定します。

### (9) 要配慮者

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや、自らを守るために、安全な場所に避難する行動に支援を要する方（高齢者、傷患者、観光客、外国人、乳幼児、妊婦等）をいいます。

### (10) 福祉避難所

要配慮者のうち、避難所生活において何らかの特別の配慮を要する人で社会福祉施設や医療機関等に入所・入院に至らない程度の人を対象とする避難所をいいます。あらかじめ町が指定し、災害発生時に施設管理者等との協定に基づき開設します。

## 2 被害想定

日出町では過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフ巨大地震を喫緊の課題として捉え、主要な被害想定として防災減災対策を進めています。ただし、他の活断層型地震の発災時にも甚大な被害が予測されることから本計画には南海トラフに次ぐ被害想定として記載しました。

### (1) 想定最大震度

区 分	日出町想定最大震度
南海トラフ巨大地震	震度 5 強
中央構造線断層帯による地震	震度 6 強
周防灘断層群主部による地震	震度 5 弱

### (2) 想定最大津波高

区 分	日出町想定最大津波高
南海トラフ巨大地震	5. 0 1 m
中央構造線断層帯による地震	4. 8 0 m
周防灘断層群主部による地震	1. 5 8 m

### (3) + 1 m 波高到達予測時間※

区 分	日出町到達予測時間（最短）
南海トラフ巨大地震	1 時間 2 3 分後（丸尾川河口）
中央構造線断層帯による地震	1 2 分後（大神漁港）
周防灘断層群主部による地震	—

※気象庁の津波警報は、津波予報区（中津～大分市までの沿岸）内で最速の津波到達地域の到達時刻を発表するため、この到達予測時間と同じではありません。警報発表後、すぐに避難することが必要です。

(4) 南海トラフ巨大地震に伴う津波の浸水想定区域は、日出町ハザードマップに描画されていますのでご確認ください。

## 3 避難対象地域

日出町における津波避難の対象地域は、浸水想定区域内に住家を有する次の 2 5 行政区です。

地 区	行 政 区 名
豊 岡	太田、是城、中の三、西の三、新町、仲町、本町、小浦、影平
日 出	南浜、北浜、若宮
川 崎	宗行、則次、辻ノ尾、東小深江、西小深江、内野
大 神	高尾、日比の浦、港、牧の内、軒の井、真那井、八代

#### 4 指定緊急避難場所（津波一時避難場所）など

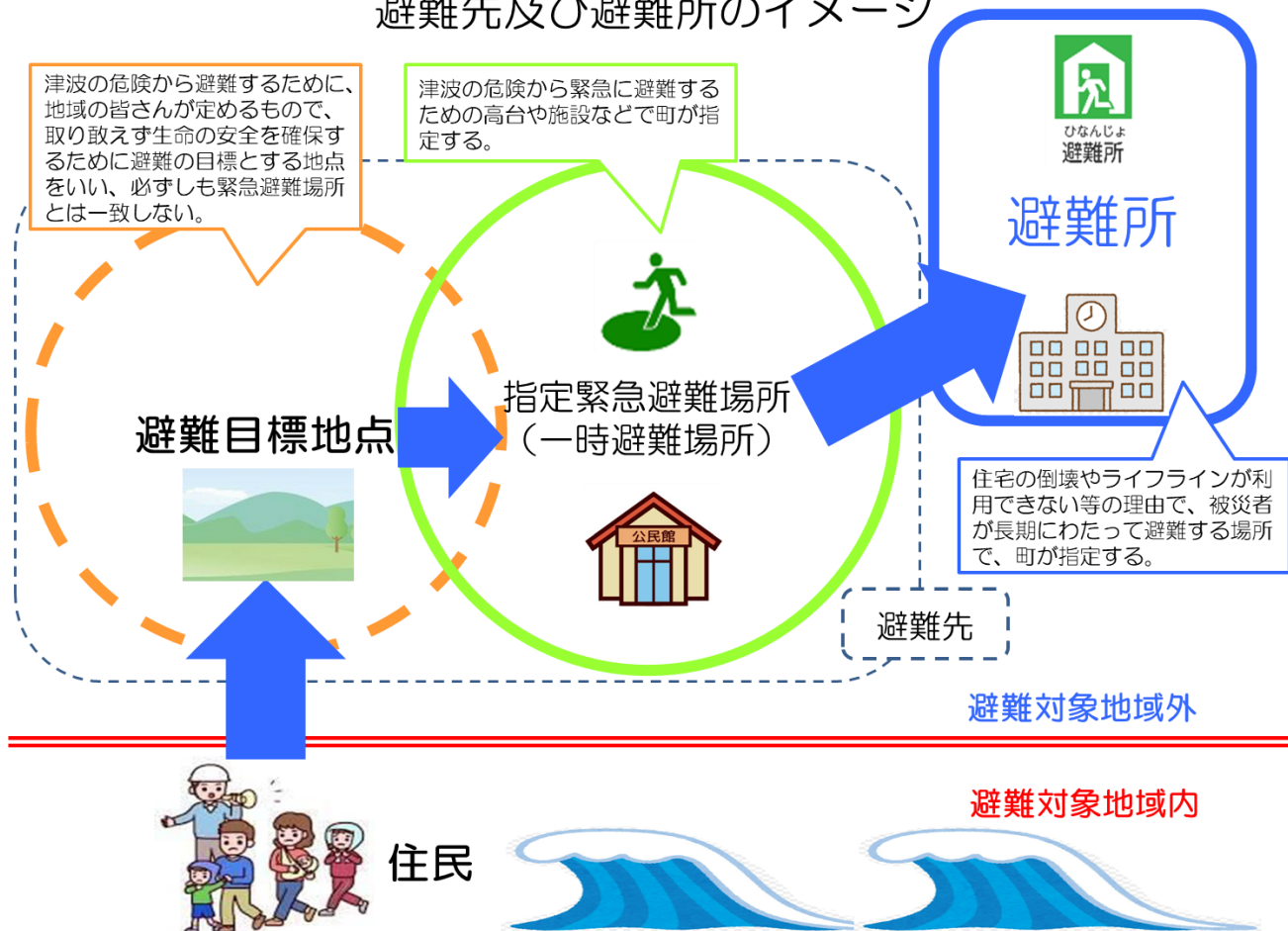
(1) 日出町の指定緊急避難場所（一時避難所）は次のとおりです。原則として想定される最高津波高（5.01m）の2倍以上の海拔地点を指定しています。

地区	行区	政名	指定緊急避難場所 (津波一時避難場所)		海拔
			施設等名	住所	
豊岡	太田区		店舗駐車場	日出町2312	32m
			店舗駐車場	日出町豊岡 279-1	25m
	是城の三区		店舗駐車場	日出町豊岡 308-1	25m
			店舗跡駐車場	日出町豊岡 721-7	13m
	西三の区		店舗駐車場	日出町豊岡 778-1	10m
			個人宅前三叉路	日出町豊岡 3291-5	16m
			西の二公民館前広場	日出町大字豊岡 2520	18m
			個人宅前	日出町豊岡 3301-6	15m
			三川街区公園	日出町豊岡 2435-1	9m
	新町区		津留橋横資材置き場	日出町豊岡 1243-1	15m
仲町区		三川街区公園	日出町豊岡 2435-1	9m	
本町区		住吉大明神	日出町豊岡 1056	15m	
小浦区		個人宅前町道	日出町大字平道 2009-12	20m	
影平区		個人宅前町道	日出町大字平道 737-1	10m	
日出	南浜区		日出幼稚園園庭	日出町2674	15m
	北浜区		若宮八幡駐車場	日出町2831	9m
	若宮区		若宮八幡	日出町2831-1	13m
川崎	宗行区		宗行自治公民館	日出町大字川崎 205	14m
	則次区		則次グラウンド	日出町大字川崎 953-1	24m
	辻の尾区		辻の尾自治公民館	日出町大字川崎 1065-2	20m
			生目神社跡地	日出町大字川崎 987-1	9m
			集合住宅上高台	日出町大字川崎 5097-16	19m
	東小深江区		東小深江自治公民館	日出町大字川崎 4020-1	30m
	西小深江区		西小深江自治公民館	日出町大字川崎 4597-2	27m
			早水台遺跡	日出町大字川崎 4680-24	31m
			個人宅前	日出町大字川崎 4484	25m
	内野区		若宮八幡社本宮	日出町大字川崎 5810-1	25m
個人宅ビニールハウス			日出町大字川崎 5837	24m	
大神	高尾区		高尾自治公民館	日出町大神 4130-7	38m
			大法輪寺	日出町大神 4012-1	42m
	日比の浦区		日比の浦自治公民館	日出町大字大神 4137	21m
	港区		個人宅向い広場	日出町大神 5508	19m
			上深江自治公民館	日出町大神 5349-1	22m
			個人宅前広場	日出町大神 4589-3	16m
			漁港南側資材置場	日出町大神 4380	18m
			牧の内自治公民館	日出町大神 5673-24	14m
	牧の内区		個人宅前広場	日出町大神 5805-18	20m
			個人宅前広場	日出町大神 5891-13	24m
軒の井農業構造改善センター			日出町大字大神 6575-1	40m	
真那井区		個人宅上県道残地	日出町大字真那井 1614-2	23m	
		真那井幼稚園跡向高台	日出町大字真那井 3404-1	18m	
		事業所上高台	日出町大字真那井 2788-3	15m	
八代区		安楽寺駐車場	日出町大字真那井 811-1	42m	

## (2) 避難目標地点

町の指定緊急避難場所を参考に地域毎に避難目標地点を定めてください。避難目標地点と指定緊急避難場所が同じになることもあります。津波からの避難は原則として立退き避難です。

### 避難先及び避難所のイメージ



## 5 避難経路の選定

避難対象地域から避難先までの避難経路を選定する場合、次の事項に留意してください。

### (1) 経路の安全性

- ア 十分な幅員が確保されているか
- イ 地震によるブロック塀の崩壊や落下物など経路が使用できなくなる可能性はないか
- ウ 液状化や崖崩れなどの可能性があることから予備の経路を確保できているか
- エ 橋梁を利用する場合は、耐震性が確保されているか
- オ 海岸や河川沿いを避ける経路になっているか
- カ 海岸（津波）方向に向かって避難する経路になっていないか
- キ 階段や急な坂道を使用する経路の場合、車イス等での避難が可能な予備の経路が確保できているか

(2) 避難のしやすさ

- ア わかりやすい道順となっているか
- イ 通りなれた道であるか

(3) 機能性

- ア 誘導の標識が配置されているか
- イ 街灯等が整備され夜間の避難が容易になっているか
- ウ 階段や急な坂道には手すりや滑り止めが設置されているか

## 6 避難方法

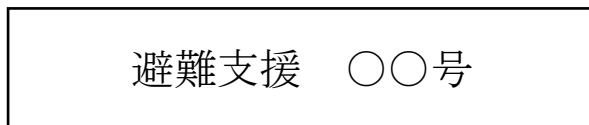
(1) 避難の方法は原則として徒歩です。

津波避難のように、避難時間が限られている場合は、徒歩避難者との交差、地震による道路上の瓦礫、停電による信号消灯などにより自動車による交通混乱を招くだけでなく、人命にも影響を及ぼすため、原則として禁止です。

(2) 避難行動要支援者がいる場合、地域での話し合いにより避難に使用する車を優先車両としてあらかじめ決めておきましょう。

優先車両には、運行時に標示して災害時の混乱を防止しましょう。

【標示の一例】



(3) 自動車による避難を予定する場合、次の事項に留意しましょう。

- ア 警察、消防、消防団等の避難誘導がある場合、確実にしたがってください。
- イ ご近所、ご家族の乗り合わせにより車の数は必要最小限としてください。
- ウ 避難経路上の瓦礫や事故等によりやむを得ず車を残置する場合は、救助車両等の邪魔にならないように路側帯等へ寄せて停車し鍵等をつけたままとしましょう。
- エ 徒歩の避難者が道路を横断したり路側帯を歩いていることに気をつけて速度は控えめにしてください。

(4) リヤカーの使用は、乗降や準備に時間と人手が多く必要になる場合があるので検討する際は注意しましょう。

## 7 避難所（長期にわたって避難できる場所）

(1) 日出町の指定避難所は1次避難所、2次避難所及び3次避難所の3種類あります。被害の度合いにより順に開設するか全ての指定避難所を開設するかを決めて避難情報として住民の方に提供します。



(2) 津波等の差し迫った危険がなくなった後（津波警報等が解除された後）地域の方が自宅の倒壊やライフラインが使用できない場合等の避難所は次の通りです。

No.	施設名	1次	2次	3次	住所	想定収容人数
1	南端地区公民館		○	○	日出町大字南畑 3731-1	30
2	旧南端小学校			○	日出町大字南畑 1210	248
3	豊岡地区公民館	○	○	○	日出町大字豊岡 5586-1	54
4	豊岡小学校			○	日出町大字豊岡 3354-1	321
5	日出中学校			○	日出町 2627	284
6	日出小学校			○	日出町 2610-1	128
7	日出町中央公民館	○	○	○	日出町 3891-2	183
8	日出町中央体育館			○	日出町 3891-2	286
9	藤原地区公民館		○	○	日出町大字藤原 4380-1	55
10	藤原小学校			○	日出町大字藤原 5266-1	138
11	日出町保健福祉センター	○	○	○	日出町大字藤原 2277-1	285
12	川崎小学校		○	○	日出町大字川崎 1082	210
13	川崎体育館		○	○	日出町大字川崎 3777-1	193
14	大神地区公民館			○	日出町大字大神 2958-1	107
15	大神小学校	○	○	○	日出町大字大神 3139-1	109
16	大神中学校			○	日出町大字大神 3120	147

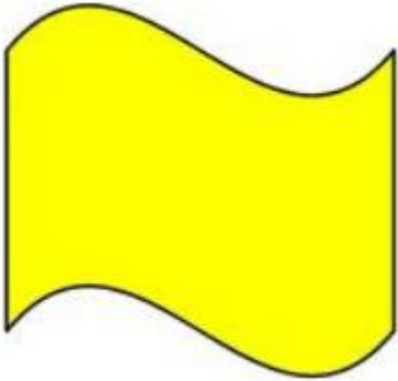
(3) 高齢者、障害者及び乳幼児のうち、要介護者等で指定避難所での避難生活が困難な避難者を避難させるための福祉避難所は次の通りです。必要に応じて指定避難所開設後に各施設の状況を確認したうえで開設します。

No.	施設名	住所	想定収容人数
1	高齢者福祉施設 暘谷苑	日出町大字藤原 5708-3	10
2	サンライズ酒井病院	日出町 3156-1	15
3	サンライズ・ビュー	日出町 580-2	5
4	鈴木病院	日出町 3904-6	5
5	介護老人保健施設すずらん	日出町大字藤原 1691-1	5
6	介護老人保健施設みずき	日出町大字川崎 507-3	5
7	ウェルファ豊丘	日出町大字豊岡 6323	7
8	ホテルソラージュ大分日出	日出町大字大神 7505	15
9	大分県 湊泉寮	日出町大字藤原 4617	7
10	日出児玉病院	日出町大字川崎 837-1	5
11	指定障害者支援施設ゆうわ	日出町大字大神 1402-6	15
12	みのり学園・白百合園	杵築市大字日野 1921-7	10
13	老人憩いの家	日出町 2602-1	5
14	保健福祉センター	日出町大字藤原 2277-1	7
15	大分県日出支援学校	日出町大字大神 1618-1	10

(4) 大分県は災害発生時に避難所等との通信が途絶して孤立するなどの場合を想定し、「避難所に救助を求める避難者がいないか」、「その中に重傷者等がないか」を防災ヘリ等で把握し、的確な対応を行うため、避難所情報に関するサインを決めています。

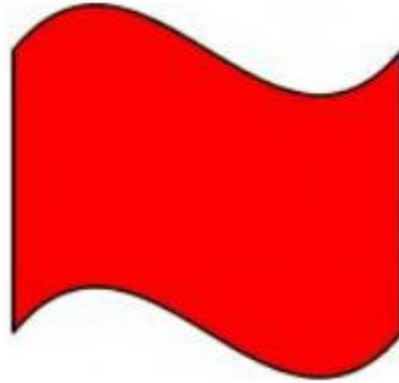
ア サインの色

黄色



避難者がいることを示します。

赤色



避難者の中に負傷者や要配慮者などの緊急の救助を要する方がいることを示します。

イ サインの大きさ

おおむね2 m×2 mです。

ウ 掲示方法

防災ヘリ等が上空から確認できるように、避難所の屋上や広場などに広げて掲示します。



エ このサイン（旗）は、日出町の各防災倉庫に保管しています。

## 8 動員体制

(1) 地震、津波発生時の職員の参集基準は次の通りです。

	参集の基準	動員の体制	活動内容
災害対策連絡室	<p>○町内で震度4の地震が発生した場合、または県内の広範囲で震度4以上の地震が発生した場合</p> <p>○大分県瀬戸内海沿岸区域に津波注意報が発表された場合</p>	<p>長：総務課危機管理室長 総務課危機管理室職員 財政課、都市建設課、農林水産課、上下水道課、議会事務局の各所属長が指名した職員をもって構成する。</p>	<p>○災害に関する情報の収集・伝達</p> <p>○災害対策連絡室職員の動員</p>
災害警戒本部	<p>○町内で震度5弱の地震が発生した場合、または県内の広範囲で震度5弱以上の地震が発生した場合</p> <p>○大分県瀬戸内海沿岸区域に津波警報が発表された場合</p>	<p>長：総務課長 総務課7名、財政課2名 税務課2名、会計課1名 議会事務局1名 都市建設課1名 上下水道課1名 介護福祉課3名 子育て支援課4名 健康増進課3名 農林水産課2名 住民生活課1名 政策企画課3名 を基準とし所属長が指名した職員をもって構成する。</p>	<p>○準備体制の強化</p> <p>○被害情報収集、把握、連絡、住民への周知</p>
災害対策本部	<p>○町内で震度5強の地震が発生した場合、または県内の広範囲で震度5強以上の地震が発生した場合</p> <p>○大分県瀬戸内海沿岸部に大津波警報が発表された場合</p>	<p>長：町長 各所属長が指名した職員</p>	<p>○被害情報収集、把握、連絡、住民への周知</p> <p>○特に緊急を要する災害予防または災害応急対策</p> <p>○災害経過に応じた災害応急対策</p>

(2) 勤務時間外の参集基準は、上記表と同様とし自身の安全確保と情報収集を図りつつ所属等への参集を追求するものとします。細部は「日出町災害対策の手引き」参照してください。

## 9 避難誘導従事者の安全確保

- (1) 避難の誘導に従事する場合、津波警報等の情報受信手段の確保、退避時間を考慮した活動に留意し自らの安全確保に努めてください。
- (2) 町内の避難誘導は、主に町職員、消防団、自主防災組織によるものとしています。  
状況が許せば、警察、消防、自衛隊等による避難誘導の支援を受けます。
- (3) 避難誘導に従事する場合、気象庁が発表する津波警報等の津波到達予測時間を参考に誘導現場から避難先等の避難対象地域外へ避難を完了してください。
- (4) 避難誘導に従事する場合、携帯電話、無線機、ラジオ等の情報収集手段を必ず携行し退避時間の把握並びに安全状況の報告

## 10 津波情報の伝達

津波情報は、気象庁の発表する津波警報、大津波警報（以下「津波警報等」という。）に基づき、全国瞬時情報システム（J-A L E R T）により受信し、防災行政無線（同報系）を自動起動させ、地域の皆さんへ伝達します。

また、必要に応じ、職員が広報車等を使って伝達を行います。

伝達手段	伝達対象	伝達内容
防災行政無線	住民 沿岸部滞在者	津波情報 例「ただ今、大津波警報が発表されました。ただ今大津波警報が発表されました。沿岸部にいる方は、ただちに高台などの安全な場所に避難してください。」 避難指示の内容 (海面監視情報)
サイレン※		津波警報 サイレン5秒・6秒休止×2回 大津波警報 サイレン3秒・2秒休止×3回
消防車（署、団） 広報車		津波情報、避難指示の内容
緊急速報メール		津波情報、避難指示の内容
町LINE等		津波情報、避難指示の内容

※サイレンと津波警報等が気象庁から発表された旨のアナウンスを3回繰り返します。

## 11 避難情報の発令

津波が発生し、または発生する恐れがあり避難が必要と認められる場合には、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示を発令します。

この際、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波で到達までに相当の時間があるものについては気象庁の発表する「遠地地震に関する情報」に基づき、避難指示を発令します。



## 1 2 防災関係機関等による避難誘導

- (1) 津波警報等が発表され避難情報が発令された場合、避難対象地域の居住者、滞在者等が安全に避難できるように原則として自主防災組織などの地域で避難誘導を行います。ただし状況が許せば町職員、消防団、消防署、警察署による避難誘導も行いますので安全かつ秩序ある避難に努めましょう。
- (2) 避難誘導の重点地域



### ア 豊岡漁港

避難経路が、国道10号線を横断するため、小浦交差点及び漁港北側アンダーパスでの避難者と車の混交を防止

### イ 10号線沿い

豊後豊岡駅～小浦交差点付近まで国道10号線とJR線路の浸水が想定されるため、平道から豊岡小学校南側付近までの車両通行を制限

### ウ 日出港 (県道643号以南)

避難経路が、県道643号を横断するため、日出駅南側と万願寺交差点付近での避難者と車の混交を防止

### エ 糸ヶ浜海浜公園

夜間等の勤務員不在時、旅行者に避難先と経路を指示  
別紙「糸ヶ浜海浜公園避難誘導要領」

### オ 真那井 (県道643号以南)

県道643号線を横断、通行する避難者と車の混交を防止

### 1 3 要配慮者利用施設による津波避難確保計画の策定と避難訓練の実施

日出町地域防災計画（地震津波対策編 2 部 3 章 5 節）に位置づけられた要配慮者が利用する施設（社会福祉施設、医療施設、学校等）は、水防法並びに津波防災地域づくりに関する法律に基づき、避難確保計画の作成と避難訓練を行うことが義務付けられています。

該当する施設には、避難確保計画の作成要領を説明し支援しています。

### 1 4 地区津波避難行動計画の見直し

現在、津波避難対象の全 25 地区で策定されている地区津波避難行動計画の見直しについて町が支援を行います。下記の項目について支援しますのでご相談ください。

- (1) 大分県防災アドバイザー派遣依頼
- (2) ワークショップ実施に必要な資料の提供
- (3) 地区での避難訓練実施のための資料提供
- (4) 避難訓練の検証を踏まえた防災対策への支援
- (5) 避難行動計画の見直し全般に関する事項

### 1 5 避難訓練

津波からの迅速かつ安全な避難体制を確立するため、避難訓練は、異なる季節や夜間など、様々な条件を設定し、より実践的に少なくとも年 1 回以上実施します。

#### (1) 自主防災組織等による地域毎の訓練

##### ア 実施項目の一例

- (ア) 避難先（一時避難場所等）への各家庭等からの経路確認（実経路または図上）
- (イ) 住民相互による安否確認要領
- (ウ) ご家庭での非常持出品の準備・点検（期限の確認）等
- (エ) 各家庭毎（家族）での安否確認要領（SNS、合図等）の確認
- (オ) 近隣の要配慮者の方の避難支援の検証
- (カ) 住民相互による避難情報伝達（避難の呼掛け）

##### イ 実施体制の一例

- (ア) 自主防災組織（地区等）の全員が参加し、参加者の一部が企画運営
- (イ) 自主防災組織（地区等）の一部が参加し、参加者以外が企画運営

#### (2) 町による訓練

##### ア 実施項目の一例

- (ア) 津波避難対象地域の住民の避難先への実避難行動
- (イ) 防災行政無線、Lアラートを活用した情報伝達
- (ウ) 指定避難所の開設・運営
- (エ) 福祉避難所の開設・運営
- (オ) 応急救護所の開設・運営
- (カ) 物資配給訓練
- (キ) 避難所での炊き出し

- (ク) ボランティアセンターの開設・運営
- (ケ) 防災関係機関による救出救助
- (コ) 防災関係機関による避難誘導訓練
- (カ) 災害対策本部開設・運営

イ 実施体制の一例

- (ア) 津波避難対象の全地区が参加
- (イ) 津波避難対象の一部の地区が参加
- (ウ) 町役場、または防災関係機関のみ参加

## 糸ヶ浜海浜公園避難誘導要領

### 1 目的

糸ヶ浜海浜公園の防災関係機関等による避難誘導要領を定め、勤務員不在間の旅行者の迅速かつ確実な避難行動を促し、津波災害における人的被害を局限することを目的として本要領を定める。

### 2 糸ヶ浜海浜公園の概要

- (1) 南北と西側を台地に囲まれた東西約300m、南北約500mの三角州で日出町東部の別府湾に面した糸ヶ浜海岸沿いに位置している。
- (2) 海岸線は、約400mで海岸線から約500m程度が砂地の遠浅となっている。
- (3) 公園近傍の植生は、田が主であり南北と西側の稜線は雑林となっている。
- (4) 公園近傍の低地には住家はなく、住家は全て南北と西側の台状に位置し北側の台上にはホテルソラージュが建設されている。
- (5) 河川はなく低地沿いに田の用水路が流れている。
- (6) 公園の西側に真那井方向と大神方向の南北につながる道路があり、西側の台状に続く2本の道路も存在している。
- (7) 公園内の建屋は、管理事務所、砂浜食堂、シャワー室2棟、炊飯場2箇所、トイレ5箇所、宿泊施設としてログキャビン8棟である。  
その他の施設として、オートキャンプ場(20台分)、テニスコート、パークゴルフ場、キャンプ場、運動場、海岸は海水浴場として使用されている。
- (8) 勤務員は、3月～6月、9月～11月の間、8時30分から19時まで、7月8月は21時まで、12月から2月まで17時まで管理事務所において勤務している。  
また、年末年始と月曜日(月曜日が祝祭日の場合は翌日)は勤務員不在である。
- (9) 公園施設は、町内外から利用者があり、オートキャンプやキャンプは季節を問わず宿泊者がおり、特に休日前には宿泊者が多い。
- (10) 情報伝達は、公園駐車場入口にある防災行政無線及び公園内の放送設備(屋外スピーカー)を使用可能である。ただし放送設備は、管理事務所の音響設備を使用する必要がある。

### 3 糸ヶ浜海浜公園の被害想定

- (1) 公園全体の海拔は3m～4mでありほぼ全域が、南海トラフ地震時の津波浸水想定地域内である。
- (2) 予想される最大津波予想高は4.61mである。
- (3) 南海トラフ地震発生による1m高の津波は、地震後1時間23分後に到達が予想され、最大津波は1時間39分後に到達すると見積もられる。※  
※大津波警報または津波警報(以下「津波警報等」という。)の津波到達時間は大分県瀬戸内海沿岸部のうちもっとも早く津波が到達する場所(佐賀関)を基準として発表される。



#### 4 旅行者の避難にあたっての留意事項

- (1) 旅行者自らが、新手期せずして避難できるように一時避難場所や避難方向などをリーフレットなどへの記載を準備し周知を図る。
- (2) 避難方向・経路を示す看板により旅行者が現地で視認できる表示を準備する。
- (3) 海拔看板により、公園内が低海拔の津波浸水想定区域であることを周知する。

#### 5 避難誘導の体制

- (1) 昼間等の勤務員在席時の旅行者等の避難誘導は、当該勤務員によるものとする。また、その際、祭典等により多数の旅行者がいる場合等を想定した避難誘導を行う。
- (2) 夜間等勤務員不在時の旅行者等の避難誘導は、防災関係機関や役場職員の現地進出に時間を要するため、旅行者自らの判断による避難行動を原則とする。そのため、管理事務所への避難経路の掲示や町HPへの避難経路や避難先の掲示などにより、旅行者に対する津波時の避難先と避難経路の周知を図るものとする。
- (3) 夜間等勤務員不在時に、防災関係機関や役場職員の現地進出が可能な場合は、本計画の避難誘導要領を準拠する。

防災関係機関による避難誘導は、災害対策本部からの要請によるものとするが、夜間等の発災時は、職員参集や状況把握に混乱錯綜するため、迅速な要請と避難誘導に困難が予想される。

#### 6 情報伝達

- (1) 町防災行政無線（Jアラート自動起動）
  - ア 大津波警報  
サイレン音約3秒ー約2秒休止×3回
  - イ 津波警報  
サイレン音約5秒ー約6秒休止×2回
  - ウ 津波注意報  
サイレン音約10秒ー約2秒休止×2回
- (2) 公園内放送設備  
管理事務所内から口頭で津波避難を放送する。  
放送例「津波警報が発令されました。ただちに高台に避難してください。」
- (3) 防災関係機関  
防災関係機関（消防団、消防、警察）車両のスピーカーにより避難の呼び掛けを行う。
- (4) 旅行者が保有する情報収集手段
  - ア 携帯電話（緊急地震速報、防災メール）
  - イ ラジオ、テレビ（津波警報等の放送）

## 7 避難誘導の細部実施要領

- (1) 勤務員在席時は、大分県瀬戸内海沿岸部への津波警報等の発表を確認後、避難情報発令を待つことなく、公園内放送によりキャンプ場利用者、海水浴場利用者、テニスコート利用者、パークゴルフ場利用者、遊具利用者（以下「旅行者等」という。）に避難を呼び掛ける。放送設備が使用できない場合は、口頭（メガホン）で避難を呼び掛ける。
- ア 避難者の誘導は、原則として北側（ホテルソラージュ）方向へ誘導する。
  - イ 旅行者等の避難は、津波警報等の津波到達予想時刻に時間的余裕が認められる場合のみ、車で避難させる。
  - ウ 津波到達時刻に時間的余裕がない場合、または既に津波が到達しつつある場合は南北の展望台に一時避難させる。
  - エ 避難誘導の優先順位は、旅行者等への避難の呼び掛け、避難方向の誘導の順とする。
  - オ 避難誘導は、誘導者自らの安全を確保するため、津波警報等の津波到達予想時刻の10分前までに退避を完了するものとする。
- (2) 防災関係機関による避難誘導は、大分県瀬戸内海沿岸部への津内警報等発表から現地進出まで時間を要することから、緊急自動車（警察車両、消防車両、消防団車両）等のスピーカーによる避難の呼び掛けを優先して行い、人員数と時間的余裕がある場合のみ誘導員を配置する。
- ア 夜間等の勤務員不在時には、旅行者等の把握は困難であることからキャンプ場、オートキャンプ場の地域を面として捉え、北側または西側からもれなく旅行者等への避難を呼び掛ける。この際、ログハウス、トイレなどの建物内にも必ず声かけを行うものとする。
  - イ 夜間の避難誘導は、必ず懐中電灯等の灯火を使用し避難者の齟齬を防止する。
  - ウ 避難誘導の方向、車で避難、時間的余裕がない場合の避難、避難の優先順位、誘導者自らの安全確保は（1）項に準ずる。
- (3) 津波警報等に応じた避難誘導者の行動
- ア 勤務員

時 間	誘導員の行動等
X - 数分（地震発生） X時（津波警報等発表）	緊急地震速報メール Jアラート自動起動
+ 2～3分	公園内放送による避難の呼び掛け 「津波警報が発令されました。公園内からただちに避難してください。」
+ 5～10分	誘導員の配置及び避難の呼び掛けの継続 誘導員による避難者の誘導
+ 50分 (津波到達予定時刻前10分)	地域の最終確認（建物内含む。） 誘導員の退避

イ 防災関係機関

時間	誘導員の行動等
X-数分(地震発生)	緊急地震速報メール
X時(津波警報等発表)	Jアラート自動起動
+2~3分	出動準備 (救急対応 警ら活動 主要道路の巡回等)
+30~40分	現地進出 緊急自動車等による避難の呼び掛け
+50分 (津波到達予定時刻前10分)	地域の最終確認(建物内含む。) 誘導員の退避完了

(4) 避難誘導員の配置図

ア 誘導員は下図を基準として配置する。誘導員数に制限がある場合は誘導員に付記した番号を優先順位として配置する。

イ 避難の呼び掛けは、北側または西側から順に実施し、確認の漏れを防止する。

ウ 公園外への避難に時間を要すると判断される場合はオートキャンプ場の上段に誘導する。

### 避難誘導配置図

